

（座席ベルト）

**第74条** 保安基準第66条の2並びに細目告示第254条の2、第270条の2及び第286条の2の規定は、令和2年3月31日までの間は、適用しない。

2 令和3年3月31日以前に製作された一般原動機付自転車（二輪の一般原動機付自転車及び最高速度20キロメートル毎時未満の一般原動機付自転車並びに付随車を除く。）については、保安基準第66条の2第1項中「防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止する」とあるのは「防止する」と、細目告示第270条の2第2項及び第286条の2第2項中「次の各号」とあるのは「第1号から第3号まで」と、細目告示第270条の2第2項第2号及び第286条の2第2項第2号中「でき、かつ、上半身を過度に前傾しないようにする」とあるのは「できる」と読み替えることができる。

3 令和8年9月1日以降に製作された一般原動機付自転車（二輪のもの及び付随車を除く。）であって、次に掲げるものについては、細目告示第254条の2第2項中「協定規則第16号」とあるのは、「協定規則第16号第8改訂版補足第4改訂版」と読み替えることができる。

一 令和8年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車

二 令和8年9月1日以降に製作された一般原動機付自転車であって、令和8年8月31日以前に施行規則第62条の3第1項の規定によりその型式について認定を受けた一般原動機付自転車と座席ベルトに係る性能に変更がないもの